

「障害者の情報コミュニケーションアクセスと共生社会」

(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
常務理事 新谷友良

【問題意識】

一つの例として

私たち聞こえに困っているものは、随分長くテレビ番組の完全字幕付与を求めているが、技術的・経済的制約から遅々として改善されない。この状況を打ち破るために理念的な権利要求と同時に、情報コミュニケーションアクセスの必要性・必然性を社会経済的に裏付けることが求められる。

1. 社会生活・経済活動の基盤としての情報コミュニケーション

- 情報コミュニケーションの占める位置—社会生活と経済活動での情報コミュニケーションの占める位相の違い
- 情報コミュニケーションの役割の変化—情報コミュニケーションの独占・寡占(私的所有・統一的管理 例 フォーディズムに代表される生産システムやインサイダー取引など)の流れと自由化(公開・開放 例 オープンソース、知的財産権のフェアユースなど)の流れ

2. 障害分野からの問題提起

—人権としての情報コミュニケーションに関する理解の拡がりと深まり

- 日本国憲法 表現の自由として規定(1946)
- 国際人権規約 表現の自由の具体的形としての情報・コミュニケーション(1966)
- 障害者権利条約 障害分野での具体的権利としての情報・コミュニケーション(2006)
- 改正障害者基本法 障害分野での法的規範力を持った情報・コミュニケーションに関する規定(2011)

⇒情報コミュニケーションの問題を社会生活・経済活動レベルから人権レベルへ

3. 共生社会の基盤としての情報コミュニケーションアクセス

- 物質的生産と非物質的生産
- 生産のメカニズムが開かれたコミュニケーションと協働のネットワークに依存する社会
- コモンズ(「電子的コモンズ」や「安心・安全公共コモンズ」などの取組み)

⇒情報コミュニケーションに社会の成員すべてがアクセス可能となることが必須となる社会を指して「共生社会」と呼ぶべき。情報コミュニケーションの問題を改めて人権と社会経済活動レベルへ。